

独立行政法人日本万国博覧会記念機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成 22 年 4 月 1 日改定
独立行政法人
日本万国博覧会記念機構

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 19 年 3 月 30 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）が定められた。その中で、政府関係機関等においても同様な取組が行われることが期待されていることを踏まえ、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）としても、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組んでいくため、機構が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

機構の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、目標年度である平成 20 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均を平成 14 年度比で 8%削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。

なお、この目標は、機構の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

1. 対象となる事務及び事業

原則として、機構が行う全ての事務及び事業を対象とする。

2. 実施計画の期間等

実施計画の期間は平成 20 年度から平成 24 年度までとし、期間中においても計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、計画内容を見直すこととする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車については、低公害車への切替えが不可能なものを除き、買換え又はリース契約時の低公害車化を図る。

(2) 自動車の効率的利用

- ① 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ② タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ③ 業務時等の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

(3) 自転車の活用

日常の業務に伴う短距離の移動手段として、自転車・電気自転車の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

現に使用しているパソコン、コピー機等の OA 機器、家電製品及び照明等の機器について、エネルギーを多く消費する旧型のものの廃止又はエネルギー消費のより少ないものへの更新等を進める。また、機器等の新規の購入等に当たっても同様とする。

さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

(5) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙等の用紙類の年間使用量について把握し、管理するとともに、両面印刷・両面コピーを徹底してその削減を図る。
- ② A4 判化の徹底等による文書の一層のスリム化を図る
- ③ 年度更新などで不要となった紙ファイル・パイプファイルの再利用を促進する。

(6) 再生紙などの再生品の活用

- ① コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を更に推進する。
- ② 印刷物の発行等については、可能な限り再生紙を使用するよう努める。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物の建築を実施するには、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 既存の建築物において、エネルギーの使用の更なる合理化が図られるよう、設備・

機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。

- ② 万博記念ビル及び万博記念公園の施設のエネルギー使用量を、平成 14 年度比で、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 8%以上削減することに向けて努める。
- ③ エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、平成 14 年度比で、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備・建設資材等の選択

- ① 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等、設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、遮光フィルムやブラインドシャッター等の導入など、断熱性能の向上に努める。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- ① 既存の空調設備について、更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 万博記念ビルにおける冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 19℃程度）を一層徹底するよう、空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューターサーバー室の冷房については、コンピューターの性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) その他

- ① 記念ビル周辺や公園等の敷地について、植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、樹木の剪定枝や間伐材、落葉等は再生利用を行う。
- ③ 白熱灯について、省エネルギー型蛍光灯又は LED 照明への切替えを図る。

5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 事務所におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ② 夏季における服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底するなど冷暖房効率の増大に努める。
- ④ 水曜日の定時退庁（ノー残業デー）の一層の徹底を図るとともに、事務の見直し等により夜間残業の削減を図る。
- ⑥ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑦ トイレ、廊下、階段等では、可能な限り自然光の活用を図る。
- ⑧ 職員に対し移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- ⑨ 事務所等の使用電力購入に際して、省 CO₂ 化の要素を考慮した購入方式を導入する。

イ 事務所における節水等の推進

- ① 水栓には必要に応じて節水コマを取り付けるなど節水を図る。
- ② 水漏れ点検の徹底を図る。

(2) ごみの分別

- ① 事務所段階での分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で事務所に適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

- ① 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を極力図り、事務所から排出される廃棄物の量の削減に努める。
- ② コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

6. 職員等に対する研修等

- ① 昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など、「省 CO₂ 行動ルール」を策定し、実施する。
- ② 職員から CO₂ 排出抑制に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。
- ③ 機構の役職員等に対し、あらためて本計画の周知を徹底するとともに、職員等が参加できる地球温暖化対策に関する活動等について、関係省庁等から情報提供等を受けた場合には、職員等に対して周知を図る。

7. 実施計画の実施状況の点検

本実施計画の実施状況については、毎年度終了後点検を行い、実施状況の把握及び今後の検討等を行う。

8. 削減計画

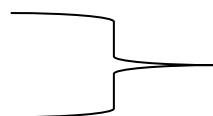
日本万国博覧会記念機構 温室効果ガス削減計画

	(単位)	平成 20～24 年度目標		
		平成 14 年度		(14 年度比)
公用車燃料	t-CO ₂	21	18	-14%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	4,141	3,811	-8%
電 気	t-CO ₂	3,871	3,616	-7%
(電気使用量)	kWh	6,974,561	6,515,315	-7%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.555	0.555	
電 気 以 外	t-CO ₂	270	195	-28%
そ の 他	t-CO ₂	0	0	0%
合 計	t-CO ₂	4,162	3,829	-8%

○主な削減対策と削減量

(記念ビル)

- ・ 事務所内照明器具の一部消灯
- ・ エレベーター運転台数・時間の管理
- ・ 冷暖房等の適正な温度設定管理



50.0t-CO₂

(公園)

- ・ イベント用電照器具 (LED) への電気供給に BDF 燃料を活用 0.7t-CO₂
- ・ 受変電設備の省エネ型変圧器への更新 4.2t-CO₂
- ・ トイレ照明や水銀灯の LED 灯への更新及び人感センサー導入 20.0t-CO₂
- ・ 樹木・草地の管理・維持による森林の CO₂ 吸収 214.5t-CO₂/毎年

○推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、総務課長とする。
- (2) 総務課は経理課と協力し、毎月、機構の電力・ガス等の使用量及びガソリン等の購入量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員に周知する。
- (3) 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員等にソフト対策の強化を指示する。